

船舶等の対応措置（津波襲来時）
【志布志港、内之浦港】

報告区分	船舶等の対応措置
警戒勧告	船舶は津波の襲来に備えて、乗組員の待機、機関の準備等の避難準備を整えること。
避難勧告	1 大・中型船は、港外退避 2 小型船は、陸揚げ固縛、港外退避又は陸上避難 3 津波警報が発表された時点から避難に要する十分な時間がない場合は、次表の「津波に対する船舶対応表」を参考として船舶の避難措置にあたる。
解除	各船舶等は、避難準備等を復旧し、あるいは入港する。

※気象庁が発表する津波注意報・津波警報を入手したときは、直ちに船舶対応策の措置に基づく対応を講ずること。

※海難救助、災害支援物資の輸送、その他緊急に活動を行う必要があると鹿児島海上保安部長が認めた場合は、上記に規定する船舶対応によらないことができる。

（船舶対応表）

大津波警報 津波警報 津波注意報	津波来襲時までの時間的余裕	船舶の対応						
		港内着岸船			小型船 プレジャーボート 小型漁船等	錨泊船、 浮標係留船	航行船	
		危険物積載船舶	一般船舶 (荷役・作業船を含む)	大型船・中型船 (漁船を含む)			大型船、中型船 (漁船を含む)	小型船 (プレジャーボート、 小型漁船等)
警報	大津波 3m～ 5m～ 10m 10m～	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役中止 係留避泊又は陸上避難	陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊	着岸のうえ陸上避難 又は港内避泊
		有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化 (場合によっては港外退避)	港外退避	港外退避	港外退避又は着岸のうえ 陸揚げ固縛
	津波 1m～ 3m	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役中止 係留避泊	陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊	着岸のうえ陸上避難 又は港内避泊
		有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役中止 係留避泊又は港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化 (場合によっては港外退避)	港外退避	港外退避	港外退避又は着岸のうえ 陸揚げ固縛
注意報	—	荷役・作業中止 係留強化又は港外退避	荷役中止 係留強化又は港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化 (場合によっては港外退避)	作業中止・港内避泊(場合 によっては港外退避機関使用)	港外退避	着岸のうえ陸揚げ固縛、係 留強化の後、陸上避難又は 港外退避	
備考		事業者側で予め対応マニュアルを作成		小型船舶でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可	錨地として使用されている海域のうち津波発生時に流速が早くなる可能性の高い海域を予め調査しておく			

津波来襲時までの時間的余裕

有り：津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合。
無し：津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合。

小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。

陸上避難：船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措施を取る。

港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する（港外退避が間に合わない場合は港内の緊急避難海域において待機）。

陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

機関使用：錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。

※上記の表は標準的なものであり、それぞれの地域（港）の特性に応じた対応策を検討しておくことが望ましい。

※津波が予想される場合の船舶安全確保に関する調査研究報告書港内津波対策の検討手引きより抜粋（社団法人日本海難防止協会発行）